

家畜伝染病予防費負担金（継続）

【2, 308（2, 308）百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した292例の口蹄疫、同年11月から翌年3月にかけて発生した9県24例の高病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾病的が発生しており、これらの疾病的の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的の発生予防及びまん延防止

<内容>

1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
 - ② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
 - ③ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。
また、口蹄疫埋却地の原状復旧を支援します。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 負担率 10／10、1／2
(法律補助)

4. 事業実施期間 昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]